

第1回山梨県障害者施策推進協議会 会議録要旨

1 日 時 令和元年8月29日(木) 午後1時30分～3時00分

2 場 所 山梨県防災新館2階 201会議室

3 出席者

(委員)

有田明美、井上美和子、今井克次、岩出広子、小笠原恭子、時田眞男、
仁田坂洋子、馬場正江、藤井道孝、三浦洋美、柳田正明、山西孝、渡邊秀昭
(五十音順)

(県側等)

福祉保健部長、障害福祉課長、障害福祉課総括課長補佐、政策企画課、
広聴広報課、消費生活安全課、交通政策課、市町村課、防災危機管理課、
福祉保健総務課、健康増進課、子ども福祉課、産業人材育成課、営繕課、
義務教育課、高校改革・特別支援教育課、警察本部交通規制課、
山梨労働局職業安定部職業対策課、自立支援協議会座長

(事務局) 障害福祉課

企画推進担当(1人)、施設支援担当(1人)、地域生活支援担当(1人)、
心の健康担当(1人)

4 傍聴者等の数 4人

5 会議次第

- (1) 開会
- (2) 福祉保健部長あいさつ
- (3) 会長選出
- (4) 会長あいさつ
- (5) 議事
- (6) その他
- (7) 閉会

6 会議に付した議題

- (1) 協議事項
「やまなし障害児・障害者プラン2018」の平成30年度末における進捗状況について
- (2) 協議事項
山梨県身体障害者手帳の様式の見直しについて
- (3) 報告事項
平成30年度の山梨県障害者自立支援協議会報告書について

(4) その他

7 会長及び職務代理の選任

山梨県附属機関の設置に関する条例第5条第2項に基づき、互選により、柳田正明委員が会長に就任。

また、同条例第5条第5項に基づき、会長が職務代理者として、有田明美委員を指名。

以降、会長が議長として議事を進行した。

8 議事の概要

(1) 議題「『やまなし障害児・障害者プラン2018』の平成30年度末における進捗状況について」

議題について、資料1により、事務局から説明があった後、次のとおり意見交換を行った。

(議長)

ただいま、事務局から説明がございました。この件について、御質問がありましたら承ります。

(委員)

私は小児の相談員ですが、今年度から各圏域で医療的ケア児に対する協議の場ができて、積極的に、各専門職が集まって協議をしている状況が見てとれます。

その上に、児童発達支援センターの設置が掲げられていますが、具体的に役割分担をどのように構築していくのかということと、それから、次のプランにおける県の取組に、医療的ニーズが高い重症心身障害児の支援体制の充実に向け、医療機関に対して働きかけていくと書かれております。山梨県はかなり前から重心に対するショートステイとか、受け入れは国立とあけばの2箇所しかない、全国でも1番、2番くらいの低さということとはよく言われます。

それに対して、医療機関の役割分担がどんどん細分化して、例えば急性期、超急性期と医療機関の役割分担はどんどんエスカレートしていく、そういうところにも改めて、受け入れを要請していくことになるのでしょうか。例えば、中病とか、医大にも重心に対するショートステイとか、受け入れを要請していくと理解してよいのでしょうか。

(事務局)

1点目の質問ですが、医療的ケア児協議の場と児童発達支援センターの役割分担ということでしょうか。

(委員)

協議の場というのはわかりますが、児童発達支援センターの位置づけと役割とどういうふうな競合になるのか、見えてこない、どのように理解したらよいのでしょうか。

(事務局)

児童発達支援センターにつきましては、医療的ケア児だけでなく、発達に障害ある児童など、様々な方の支援を行うもの、昨年度設けられた協議の場は中でも医療的ケアが必要な方を対象とする専門的なものと仕分けております

(事務局)

2つ目のご質問に対してお答えいたします。医療機関に対して、利用者の方やご家族の方からニーズの高い、ショートステイの設置は課題だと認識しています。その設置に向けて、病院関係者の方々に働きかけをしていきたいと考えています。また、医療機関、病院それぞれの役割というのは、急性期の病院であるとか、地域で二次救急をやっている病院であるとか、役割がそれぞれあると考えています。医療機関の役割分担につきましては、県の中でも医務課やそれぞれ医療機関を所管している部署とそれぞれ調整して、今後検討していきたいと考えております。

(委員)

具体的に何年も前からこの状況は変わらない、今更、発達支援の箱は作らない、重心のショートステイ先も作らないと思うので、どういうふうに現存する医療機関に、どういう工夫をして、診療報酬の絡みもあると思いますが、ショートステイ先が増やせるか、いつも考えるところですが、親御さん達からすれば24時間365日、親が看ろ、という良いサービスはできないが、ゆとりがある、育児ができればいいなといつもみていて思うのですが、そういうために何か抜本的な工夫がないものか考えているので質問しました。以上です

(委員)

報告資料の2ページ目、3年前に制度化された、精神障害にも対応した地域包括システムの構築ということで、私たち精神障害者家族会にとっては、かなり国が新たな取り組みをするぞ、という意気込みをすごく感じましたが、自立支援協議会の中に、持ち込まれて、実際その当事者家族が委員のメンバーに入れたい、国が定めた障害者基本法に則って、やはり当事者、当事者家族をよそにおいて、いろいろ決めている印象を受けます。2018プランにも明記されているところですが、当事者家族は切羽詰まった状態にあり、県や国と私たちも自殺防止対策をやってきましたが、山梨県においては自殺率ワーストワンに戻ってしまいました。当事者家族の持っている切羽詰まった状態を包括支援センターの中に組み込まないと緊急の課題になっていかない状態にあると考えます。南アルプス市は計画を策定する際、当事者家族を7回に亘り、取り組んだ、自分たちの声を取り上げてくれているということが社会的な原動力になっています。

もう一点だけ、お隣にいる委員の点字の機械ですが、これを使えば、もっとコミュニケーションをとる場面では前進できるではと思いました。是非、こういう会議の場で研究されてご提案していただきたい。

今日はありがとうございました。

(事務局)

貴重な御意見ありがとうございました。地域の自立支援協議会に参加され、その中でも、障害当事者の方が、活発に、御意見をおっしゃって、その御意見が南アルプス市の計画の中に反映されたというお話をされたところでございますが、各地域においても同じことでして、それぞれ障害のある方が、直接協議会に、県の協議会においても、直接参加して直接意見を述べていただいて、ご自身のお考え、県の施策に対する御意見を賜っているところでございます。これは地域の自立支援協議会において同じことをやっていただく、今後も県としては地域の方々にご理解いただけるように働きかけをしていくと考えるところでございます。

また、コミュニケーションの支援につきましては、様々な障害のある方に、様々なフォローの仕方、コミュニケーションの確保、様々ございますが、コミュニケーションの確保といたしましては、手話通訳者の委嘱者数、あるいは要約筆記者の委嘱者数といったところは、若干 80%に満たないところでご報告させていただいたところでございます。また点字図書館におきまして作成した点字図書につきましても 80%に満たないということでございますが、これにつきましても関係する団体・組織と県が連携しまして、引き続き障害のある皆様が、各地域におきまして、いきいきと暮らせるような、措置を整えていきたいと考えているところでございます。貴重な御意見ありがとうございました。

(委員)

2 ページ 5 番の障害児支援の提供体制の整備等の参考、児童発達支援センター等の圏域別箇所数とありますが、数字だけですが、3箇所、4箇所、6箇所はどこにあるのかご説明をお願いします。

(事務局)

参考としています資料の保育所等訪問支援を行う児童発達支援センターの合計で4箇所と示させていただいております。

圏域別で申し上げますと、中北圏に3箇所ございまして、その内訳は、甲府市に2箇所、甲斐市1箇所の合計3箇所でございます。

峡東圏域、富士東部圏域は、今の時点では、ございません。

もう1箇所は峡南圏域にございまして、これが市川三郷町に1箇所でございます。

次の重症心身障害児に対応できる児童発達支援でございますが、これは中北圏域に4箇所のみでございます。4箇所すべて甲府市に、所在するという状況でございます。

それから重症心身障害児に対応できる放課後等デイサービス事業所の場所でございますが、中北圏域内に6箇所ございまして、甲府市に3箇所、南アルプス市に2箇所、甲斐市に1箇所、合わせて6箇所でございます。

それから峡東圏域は山梨市に1箇所でございます。

峡南圏域には、現時点では放課後等デイサービスに対応できる事業所はございません。

もう1箇所は富士東部圏域でございます。これは大月市に1箇所でございます。以上がこの数字の内訳となっております。

(委員)

ありがとうございました。

こうしてみると、甲府市は人数も多いと思いますが、ずいぶん甲府市に集中していると思いますので、他の圏域の方にもご配慮をお願いします。

(議長)

この数字っていうのはここ1年でできた数ですか。

(事務局)

ここ1年で設置した数ではありません。現在までに設置された事業所の数でございます。

(議長)

重症心身障害児とか医療的ケア児という言葉が出てから、増えているのでしょうか。

(事務局)

設置年月に係る資料が手元にございませませんが、ここ1年増えたということではないと承知しております。

(議長)

わかりました。他の委員さんいかがでしょうか。

(委員)

2ページ目の福祉施設から地域への移行に関して、ここにも書いてあるとおり、入所者の重度化や高齢化に対応できるサービスを充実させる必要があるということで、入所施設からグループホーム等に変更した場合に個別のサービスがより必要となってきますが、市町村の判断によって支給決定されたりされなかったりするケースがありまして、その場合に、山梨県で調整していただけるシステムは、あるのかちょっとお聞きしたい。

(議長)

事務局、どうぞ。

(事務局)

現状ですと、支給決定は市町村でございまして、この支給決定について山梨県が調整することはできません。

(委員)

総合支援法で支給決定されなければならないとあることでも、支給決定されないことがあります。市町村の裁量で支給決定できるかできないかというレベルではなくて、どうしてこれが支給決定されないのかという理不尽なケースがあった場合には、例えば、グループホームに入っている人には行動援護は支給しませんよという市町村もあります。

そういう明らかにおかしいことも県は調整していただけないのですか。

(事務局)

先ほどは原則を申し上げたところでありますけれども、実は数ケース、ご指導させていただいたことはございます。

やはりそこで課題となりますのが支給決定事務に対する市町村の職員の理解度です。

親御さんも知るすべがないというところもございまして、若干でございますけれども、当課にも、そういう指摘があることがございまして、直接調整も可能なシステムでございませぬけれど、そのような対応をさせていただきました。

(議長)

ほかございますか。

(事務局)

先ほど、御質問に対し、ご説明させていただいたところでございますが、若干に付け加えさせていただきますと、支給給付、自立支援給付事務に関する市町村指導というのは、定期的に全市町村対象に、実施させていただいているところでございます。

その中で、当然、支給内容に誤りがあるようであれば、ここは是正していただくというような指導をしているところでございます。

ただ、項目数も多くございまして、今はその算定の誤りを中心的に見ているということが現状でございます。以上です。

(議長)

はい。ありがとうございます。よろしいでしょうか。ほかにもございますか。

(委員)

1点目。123番の福祉人材センターについて、これは実際の求職者が少なかったのではないのでしょうか。なぜそういった質問するのかといいますと、今、私は福祉の事業所で働いていますが、福祉職離れといった印象がとても強いです。

私の印象からすると、津久井やまゆり園の事件があった時から、だんだんと福祉離れという印象があるのと、全国的な仕事の数に対する働く人が少ないという日本の課題もそこにあると思いますが、それでも、新しく求職で来る人の中に新人が少ない印象もありますし、あとは、福祉の現場から離れて離職してしまう人が多いという、一つの危機感をとても感じております。

そこも含めてこの求職者が実際に少なかったのではないのでしょうか。事業の方から求人数は多かったが、求職者が少なかったという事実を確認したかったです。そのような状況を含めて、どれだけ山梨県としてそこに危機感を持って今後県としては、障害福祉に対する職場を、もう少し改善するというか、働くという給料という面では、国もいろいろと考えてくださっていますが、それ以外のところでの新たな取り組みを、考えていかななくてはならないと私も思っております。以上です。

(議長)

はい、ありがとうございます。事務局、いかがでしょうか。

(事務局)

人材センターの求職者については、やはり少なくなっている傾向がございます。人材センターの事業として就職フェアとか、仕事を紹介する事業を行っています。やはり仕事を紹介してもらうことによって興味を持ってもらって、仕事に就いてもらいたいと考えております。

(議長)

はい、よろしいでしょうか。

(事務局)

貴重な御意見、ありがとうございます。

障害福祉分野に限らず、高齢者、あるいは児童、福祉の職場をとりまく環境というのは非常に厳しいものがあると認識しているところでございます。

県におきましても、この福祉人材センターの取り組みを始めとして、いかに福祉の仕事に魅力があるのか、特に若い方、あるいは離職されて、現在離れている方等にも、しっかりとお伝えする中で、皆様が働きやすい職場作りといったものにつきましても、各事業所の皆様と協力しながら、ご意見を伺いながら、進めて参りたいと考えているところでございます。引き続きご意見を賜りたいと考えております。ぜひよろしく願いいたします。ありがとうございました。

(議長)

質疑は以上とさせていただきます。第1議題につきましては事務局の説明を御了承をいただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(委員)

—承認—

(議長)

ありがとうございました。

それでは、第2議題であります「山梨県障害者手帳の様式の見直しについて」の説明をお願いします。

(2) 議題「山梨県障害者手帳の様式の見直しについて」

議題について、資料2により、事務局から説明があった後、次のとおり意見交換を行った。

(議長)

ただいまの事務局の説明についてご意見ご質問ございましたらお願いいたします。

(委員)

身体障害者と記載があるので、従前どおり、身体と精神は別ということですね。

(事務局)

そういうことになります。

(委員)

いつになったら一緒になるのでしょうか。

(事務局)

大変申し訳ありませんが、法律や制度が別で立てられているところもございまして、なかなかそれが一体化できないと、やはり国の動きも見ながら、今後また検討させていただきたいと考えております。

(委員)

カード型の身体障害者手帳があると知人から伺ったのですが。

それからもう 1 点。山梨県身体障害者連合福祉会の当事者の皆様のご意見は、障害を持ってしまったことはもう仕方がないことで、周りの方達にご理解をいただかないと、手助けをしていただくこともあるので、障害を隠すことはないのではないかというご意見が結構あります。

この新しい様式は必要ないのではないかという意見が出ております。

旅客運賃も、障害があるからってということも理解していただいたほうが、減額しやすいのではないかという話がされています。よろしく願います。

(事務局)

まず 1 点目。カードでございしますが、カード化を導入している他県というのはちょっと私どもも調べ切れていないのですが、1 県との話を聞いております。

その県は診察券みたいな形でカード化しているとの話は聞いておるところでございませぬ。

ただ、具体的に今度カード化するとなると、やはりそのプライバシーの保護っていうようなところで、それをいかに担保していくか、やはり大きな問題もございませぬ。

国の見解なども伺いながら、進めて参りたいと考えております。

もう 1 点、今の手帳の様式の話でございませぬが、一応今回、様々のご意見をいただく中で、定めてきたところではございませぬが、やはり国の方で、プライバシーにも配慮しなさいという主旨で、標準様式を示してきているところではございませぬので、今回の件については、この国の様式に従って進めて参りたいと考えているところではございませぬ。

(委員)

はい、ありがとうございました。

(委員)

私たち視覚障害者は車の運転免許証が取れないので、この身体障害者手帳を身分証明書として、かなり使います。

その時に、顔写真つきの証明書として使うときに、この新しい書式はとってもいいかになって思いました。実際に見開きでコピーさせてくださいって言われるときに、今までだと住所が入りませんでした。

今回、ご説明のあった見開きで3ページは新しい住所になりますよね。

(事務局)

そうですね。

(委員)

そうすると、さっきの意見とちょっと違いますが、現在の書式ですと、知られなくてもよいことまで知られて住所と一緒にコピーしてもらうことだったので、新しい書式は、身分証明として必要な情報だけが載っているものになるのでよいと思いました。

新しいものに、更新する必要がある場合でも、新しい書式を希望するときは、対応してもらえますか。

(事務局)

御意見いただきありがとうございます。

今回、この様式は2面に写真とお名前、生年月日、それから住所、そして山梨県の県名と判子が押されるような形になります。

あとそこに旅客運賃の減額の等級が出てきます。見開きの横のページには、変更があった場合、ご本人の住所がでてくるような形になって参ります。

先ほど委員からお話ありましたとおり、必要な情報をコピーするときは、見開きを取っていただくことで、ある程度身分証明としてご活用いただけるというところでございます。

またこれにつきましては通常の手帳の更新の手続きと変わらずに、対応させていただくつもりでおりますので、もしご希望があれば、それは当然、通常の市町村に申請をしていただいて、手帳の更新を図っていきたいと考えております。

(議長)

質疑は以上とさせていただきます。第2議題につきましては事務局の説明を御了承をいただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(委員)

ー承認ー

(議長)

ありがとうございました。

それでは、第3議題であります「平成30年度の山梨県障害者自立支援協議会報告書

について」の説明をお願いします。

(3) 議題「平成30年度の山梨県障害者自立支援協議会報告書について」

議題について、資料3により、同協議会の座長（以下「座長」という。）から報告があった後、次のとおり意見交換を行った。

(議長)

座長には引き続き障害者自立支援協議会の運営についてご協力いただけますようお願いいたします。

ただいまの報告についてご意見ご質問ございましたらお願いいたします。

(委員)

障害者優先調達法という法律がどのような内容か教えてほしいです。

(座長)

事務局の方に、お願いしたいと思います。

(事務局)

平成25年4月1日に法律が施行されました。略称でいうと、障害者優先調達推進法、正式な名称は、国等により障害者就労支援等関係物品等の調達の推進等に関する法律ですが、国や地方公共団体、独立行政法人等が、障害者就労支援施設から、優先的に物品やサービスを購入するよう努めることが法律上、記載されていることとなります。この法律に基づいて各市町村は、物品等を優先的に調達させていただきます。

(委員)

私は県の権利擁護部会に毎年度参加させていただいていますが、今回は様変わりしていました。パラリンピックのゲームをしながら、障害者は大勢参加しました。その中で、ゲームで楽しんで、それに続いた障害者の座談会では実に楽しく、自分で今の施設、あるいは地域での楽しさと、それから支援者に対する不満を、これは普段ならなかなか難しいですが、それが本当にたくさん出ました。権利擁護部会ですっていうと、かまえてしまって、話し合ったらなかなか進まないと感じました。

もう1点は支援者を育てることが今一番重要だと思います。実践教育の中でも力添えをお願いしたいと思います。

以上です。ありがとうございました。

(議長)

これは、報告事項ということですので、改めて、皆さんの決議をとるということもございませんので、御了承頂きたいと思います。

(委員)

—了承—

(議長)

それでは、時間の都合で今日の議事は閉めさせていただきます。どうも、ありがとうございました。事務局に返します。

(司会)

柳田会長におかれましては、長時間にわたり議事進行、大変ありがとうございました。

9 その他の概要

(司会)

それでは、次第の「その他」ですが、健康増進課から報告がございます。

障害児・者の歯科保健医療の取り組み状況について、資料により、健康増進課から報告があった。

(司会)

引き続きまして、事務局から今後の予定について報告がございます。

(事務局)

次回の開催について、ご報告をさせていただきます。

来年度が新たなプランを策定する年度ということもございまして、障害福祉計画に係る国の基本指針が本年度3月下旬に示されることも踏まえ、来年度早々に次回を改正するというような予定になって参ります。

また現行プランを策定する際には、年に4回開催したこともございますので、同程度の開催ということが見込まれるところでございます。

委員の皆様には、公私ともにご多忙と存じますが、ご理解とご協力をいただけますようお願いを申し上げます。

なお具体的な日程につきましては、改めて調整をさせていただきたいと思っております。

事務局からは以上です。よろしく申し上げます。

(司会)

以上もちまして、今年度、第1回山梨県障害者施策推進協議会を閉会いたします。皆様どうもありがとうございました。